

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人王慈福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として別表1から4の基準に基づき、報酬等を支給するものとする。ただし、役員等が法人の職員を兼務する場合は、別表1(2)のみ適用する。

- 2 各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事ならびに評議員については評議員会が決定する。
- 3 役員等の報酬の総額は、総事業活動収入の5%を上限とする。
- 4 法人役員、施設長、管理者等であって、法人ならびに地域の福祉向上への貢献が顕著であると評議員会ならびに理事会において認められる退職者については、別表5の功労金を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等の報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給）
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族）に支給する。
 - 4 本人（遺族）の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、法人の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(弔意、見舞金等)

第8条 次の各号の事由が発生した時は、別表6の基準に基づき弔意、見舞金を支給する。

(1) 役員等が傷病等により、入院が2週間以上に及んだ時は、傷病見舞金を支給する。

(2) 役員等が災害等により罹災を被った時は、被害程度に応じて、理事長が決裁し、災害見舞金を支給する。

(3) 役員等または役員等の親族が死亡した時は、弔慰金を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

別表 1 (1) (常勤の理事の報酬)

毎月の報酬	月額
1号	500,000円
2号	550,000円
3号	600,000円
4号	650,000円
5号	700,000円
6号	750,000円
7号	800,000円
8号	850,000円
9号	900,000円
10号	950,000円
11号	1,000,000円

別表 1 (2)

理事会等会議への出席	日額 5,000円 (税控除後)
------------	------------------

別表 2 (常勤の理事の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×2か月分

別表 3 (常勤の理事の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数*1×係数*2

*1 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

*2 係数は、1を基準に、議員会の議決により、0.1~0.9を加減算する。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円 (税控除後)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円 (税控除後)

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円 (税控除後)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円 (税控除後)

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,000円 (税控除後)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円 (税控除後)

別表5（功労金）

評議員会、理事会において、法人ならびに地域の社会福祉貢献度合いを勘案して決定する。

別表6（弔慰、見舞金等）

見舞金	支給額	備考
傷病	30,000 円（10,000 円）	（ ）内は私傷病
災害	10,000 円～50,000 円の範囲内	

弔慰金	支給額	備考
理事長	100,000 円	弔電・御供
理事長を除く役員等	50,000 円	
役員等の配偶者、子	30,000 円	
役員等の父母	10,000 円	